

別紙

諮問第1133号

答 申

1 審査会の結論

「火災調査書類」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成26年〇月〇日〇時〇分ごろ〇〇区〇〇〇丁目〇番付近で発生した火災に関する火災調査書類全部」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京消防庁消防総監が平成30年1月11日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

書類の黒塗り部分が裁判において重要な証拠として必要なため、黒塗り部分を取り消して、全部の開示を求める。

イ 意見書における主張

実施機関は、「本件非開示部分の記載には、り災者を含めた人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報は何ら含まれていない。」としているが、審査請求人は、当火災を「ちょっとしたボヤ」と不動産会社から虚偽の説明を受け、当該建物を購入させられ、入居後雨漏り等の不具合によりそれこそ「健康、生活又は財産」に甚大な被害を被り、弁護士費用すら用意できず自ら裁判所に損害賠償を求め提訴し係争中である。

「ちょっとしたボヤ」などではないことを証明する必要に迫られていることをご理解いただき、情報の開示をお願いしている。

どうして火災の「焼損床面積」、「焼損表面積」、「程度」、「消火後の写真」等基本的な情報を開示できないのか理解に苦しむ。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 別表1に掲げる火災番号○ - ○に係る本件対象公文書1から7までは、予防部調査課が保有する文書であり、消防署が火災原因調査及び損害調査の過程で作成した文書である。本件対象公文書中の記載内容のうち、火元者の氏名、職業等の情報は、火元者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 次に、本件対象公文書1中の「焼損状況」、本件対象公文書2、本件対象公文書3、本件対象公文書5及び本件対象公文書7に記載された火災の状況、程度、損害及び原因に係る記載や写真は、個人の所有する建物の焼損、り災状況、建物内部や工作物の見分状況、出火箇所、出火原因及びその検討に関する火災の実態を示す情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条2号本文に該当する。

また、火元者の個人識別情報が開示されていないとしても、本件対象公文書1において住居番号を除く火元建物の住所を開示していること及び本件対象公文書2において火元建物の外観写真を開示していること等からすると、周辺の住民にはどの建物で発生した火災かが明らかになり、その結果、火元者を特定することが可能であり、火災の実態を示す上記情報を開示することにより、当該火元者にとって通常他人に知られたくない火災の原因や程度、建物内部の焼損状況等が明らかとなり、火元者の権利利益を害するおそれがあることから、当該情報を条例8条2項に該当するものとして開示することもできない。

(3) そして、本件対象公文書1の「発見状況」、「通報状況」及び「初期消火状況」欄の記

載や本件対象公文書4の供述内容の記載等については、他に知られることはないという状況の下で関係者が任意に協力して供述した情報である。関係者から任意で得られた情報を開示することは、火災現場で供述した情報は火災調査の目的以外に利用されることはないとの都民の信頼を裏切る行為であり、そのことにより都民の火災調査への信頼を失えば、今後の火災調査において、関係者からの情報収集や火災関係資料の入手が困難になり、火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため、条例7条6号に該当する。

(4) さらに、本件対象公文書2の室内の見分状況、出火箇所の考察及び出火箇所、検討された出火原因、出火原因の考察及び出火原因等についての原因等についての記述は、出火原因判定者が火元建物内の状況から出火箇所や出火原因について考察し、出火原因を判定するに至るまでの判断に係る記述であり、出火原因を判定するための判断基準及び手法についての情報を含むものである。出火原因の判定基準や手法に係る情報は、火元建物関係者等がそれを知っていた場合、その判断基準や手法を逆手に取って、出火原因の判定に不可欠な情報を隠匿し、又はかく乱し出火原因の判定を困難にする等の行為に及ぶおそれがあることから、公にすることにより正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため、出火原因判定に係る情報は条例7条6号に該当する。

(5) 審査請求人は、非開示部分が裁判所における判決の重要な証拠として必要であることを主張している。

しかし、裁判において必要である旨の審査請求人の理由は、公文書の開示決定処分において開示する理由には当たらない。

すなわち、公文書の開示決定に当たっては、何人の請求であっても同様に非開示事由に当たるか否かを判断するものであり、公文書の開示において審査請求人の事情は判断の基礎とはなり得ず、当該公文書に記載された情報自体から判断しなければならないのであるから、裁判における証拠として必要であることを理由に全部開示を求める審査請求人の主張は失当である。

(6) 審査請求人は、自身が購入した住宅で雨漏り等の不具合が発生していることについ

て、過去に発生した火災に原因があるものとして、火災の実態を示す「焼損床面積」、「焼損表面積」、「程度」、「消火後の写真」等の情報が、審査請求人の生命又は財産を保護するために公にすることが必要と認められる情報に該当するものとして、条例7条2号ただし書口に該当するものと主張する。

そもそも、条例7条2号ただし書口は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については開示することを定めたものである。

すなわち、非開示により保護される利益と開示により保護される利益とを比較衡量し、その結果、後者が前者に優越すると認められるときに開示が義務付けられるものである。

本件対象公文書についてみると、本件非開示部分の記載には、り災者を含めた人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報は何ら含まれていないことから、本件非開示部分は条例7条2号ただし書口に該当しない。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 2月26日	諮問
平成30年10月 2日	実施機関から理由説明書收受
平成30年10月15日	審査請求人から意見書收受
平成30年10月25日	新規概要説明（第166回第三部会）
平成30年11月30日	審議（第167回第三部会）
令和 元年 5月27日	審議（第172回第三部会）

令和 元年 6月20日	実施機関から補充説明書收受
令和 元年 6月24日	審議（第173回第三部会）
令和 元年 7月29日	審議（第174回第三部会）

## （２）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 火災調査について

火災調査とは、消防法（昭和23年法律第186号）7章の規定に基づいて行われる消防機関の行政調査であり、同法31条では、火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査をすることが規定されている。

そして、東京消防庁火災調査規程（平成6年11月16日訓令第35号）62条は、消防署長は管轄区域内で発生した火災について、調査書類を作成し、管理しなければならない旨規定し、同規程64条において、火災調査に必要な書類として、「火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）」、「出火原因判定書（様式第16号）」、「現場（鑑識）見分調書（様式第18号）」、「質問調書（様式第19号）」、「延焼状況等調書（様式第20号）」、「出火建物・避難状況等調書（様式第21号）」、「建物・収容物損害調査書（様式第23号）」等が定められている。

### イ 本件対象公文書及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として、別表1に掲げる火災番号〇-〇に係る本件対象公文書1から7までを特定し、そのうち別表2に掲げる本件非開示情報1から15までが条例7条2号に該当し、本件非開示情報3、4、7及び11については、同条6号にも該当するとして、当該各部分をそれぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

また、実施機関は、当審査会に提出した令和元年6月14日付補充説明書において、本件非開示情報5が条例7条6号にも該当すると主張し、非開示理由の追加を行っ

た。

#### ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

#### エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

##### (ア) 本件対象公文書1について

本件対象公文書1は、火災の原因及び火災による損害の調査結果が総括的にとりまとめられたものであり、非開示部分は本件非開示情報1から4までである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、当該火災の程度、焼損状況及び出火原因等に関する情報が、本件非開示情報2には、火元場所の住居番号、火元者の職業、氏名及び年齢が、本件非開示情報3には、発見者等の住所、職業、氏名、年齢及び発見状況等並びに通報者の氏名、電話番号及び通報状況に関する情報が、本件非開示情報4には初期消火に係る情報がそれぞれ記載されている。

これらの情報は、一体として個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書イ及びハに該当しないと認められる。

また、審査請求人は、本件非開示情報は同号ただし書ロに該当する情報であり開示されるべきであるとの主張をしているが、本件においては、審査請求人の健康、生活又は財産を保護するため、特定の個人を識別することができる情報を公にすることが必要であるとの公益上の必要性を認めるべき特段の事情は存しないことから、本件非開示情報は同号ただし書ロに該当しない。

したがって、本件非開示情報1から4までは、条例7条2号に該当し、本件非開示情報3及び4の同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### (イ) 本件対象公文書2について

本件対象公文書2には、火災調査により得られた物証や関係者の供述等を基に行った、出火建物、出火箇所及び出火原因の判定とその理由が記載されており、非開示部分は本件非開示情報5、6及び7である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報5には、出火建物内の見分を踏まえた出火箇所及び出火原因の判定理由が記載されている。これらの情報には、出火原因判定者の着眼点や出火原因を判定するための判断基準や手法が含まれており、公にすることにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれらを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することにより、出火原因判定者による出火原因の判定が困難になるなど、今後の出火原因の調査事務に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

本件非開示情報6には、火災調査において供述した関係者の氏名が、本件非開示情報7には、当該関係者の供述内容が記載されており、これらの情報は、一体として関係者に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、本件非開示情報7についての同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件対象公文書3について

本件対象公文書3には、り災状況を明らかにするため行った火災現場の見分結果が記録されており、非開示部分は本件非開示情報8及び9である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報8には、火災の発生場所、立会人及び火元者の職業、氏名、年齢が、本件非開示情報9には、り災建物の建築面積等の建物の情報、焼損状況、室内の見分状況、建物内の写真及び図面が記載されており、これらの情報は、一体として個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書イ及びハに該当せず、上記(ア)のとおり、同号ただし書ロにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(エ) 本件対象公文書4について

本件対象公文書4には、消防法32条1項の規定に基づいて調査員が火災に関係のある者に対して質問し、被質問者が任意に供述した内容等が記録されており、非開示部分は本件非開示情報10及び11である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報10には、被質問者の住所、職業、氏名、年齢、署名等が、本件非開示情報11には、火災調査において、火災の関係者である被質問者の供述内容が記載されており、これらの情報は、一体として被質問者に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、本件非開示情報11についての同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(オ) 本件対象公文書5について

本件対象公文書5には、火災の延焼状況等を調査した結果が記録されており、非開示部分は本件非開示情報12である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報12には、当該火災による室内や他室への延焼状況等が記載されており、これらの情報を公にした場合、周辺住民であれば火災発生場所を特定する手掛かりとなり、これらの者に詳細な火災による被害状況



を知らせることになると認められるため、本件非開示情報12は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書イ及びハに該当せず、上記（ア）のとおり、同号ただし書ロにも該当しないことから、非開示が妥当である。

（カ）本件対象公文書6について

本件対象公文書6には、火災発生時における建物の状況及び避難状況等について調査した結果が記録されており、非開示部分は本件非開示情報13である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報13には、出火時の建物の各階における使用状況と人員状況、避難した者の氏名とその者の行動等が記載されており、これらの情報は、一体として個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書イ及びハに該当せず、上記（ア）のとおり、同号ただし書ロにも該当しないことから、非開示が妥当である。

（キ）本件対象公文書7について

本件対象公文書7には、り災した建物及び収容物の損害評価、火災保険の状況等を調査した結果が記録されており、非開示部分は本件非開示情報14及び15である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報14には、同建物の建築年月日、世帯数（人員）、時価価格等の建物に関する情報、損害状況、火災保険の契約状況等の個人の財産に関する情報が、本件非開示情報15には、り災した建物の住居番号及び関係者の職業、氏名が記載されており、これらの情報は、一体として個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

また、審査請求人の所期の目的は、実施機関が、裁判所からの文書送付嘱託の手續に

対し、よりの確に対応することにより解決されるべきものである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明

別表 1

本件対象公文書	公文書の件名
1	火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）
2	出火原因判定書（様式第16号及び第26号）
3	現場見分調書（様式第18号及び様式第26号）
4	質問調書（様式第19号及び様式第26号）
5	延焼状況等調書（様式第20号）
6	出火建物・避難状況等調書（様式第21号）
7	建物・収容物損害調査書（様式第23号）

別表 2

本件 対象 公文書	本件 非開示 情報	非開示部分	非開示理由 及び 非開示条項
1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「火災の程度」欄のうち、火災の程度</li> <li>○「火元」欄のうち、火元区分、建築面積及び延べ面積</li> <li>○「焼損状況」欄のうち、火災の程度別棟数、焼損床面積、焼損表面積、り世帯数、り災人員、焼損物件欄記載の焼損階、焼損床面積、焼損表面積及び火災損害額</li> <li>○「発火源」欄の発火源及び分類コード</li> <li>○「経過」欄の経過及び分類コード</li> <li>○「着火物」欄の着火物及び分類コード</li> <li>○「出火箇所」欄の出火箇所、出火階及び分類コード</li> <li>○「火災・原因概要」欄のうち、建築面積、延べ面積、焼損箇所、焼損床面積、焼損表面積、火災の程度、出火原因の検討及び出火原因</li> </ul>	<p>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(条例7条2号)</p>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「火元」欄のうち、火元場所の住居番号、火元者の職業、氏名及び年齢</li> </ul>	<p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p>(条例7条2号)</p>

	3	<p>○「発見状況」欄の発見者等の住所、職業、氏名、年齢、行動及び発見状況</p> <p>○「通報状況」欄の通報者の氏名、行動及び電話番号</p>	<p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p>(条例7条2号)</p> <p>公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため。</p> <p>(条例7条6号)</p>
	4	<p>○「初期消火状況」欄の初期消火に係る情報</p>	<p>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(条例7条2号)</p> <p>公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため。</p> <p>(条例7条6号)</p>

2	5	<p>○「2 出火箇所の判定」のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1) 及び(2)の室内の見分状況及び出火箇所の考察</li> <li>・(4)の出火箇所の考察及び出火箇所</li> </ul> <p>○「3 出火原因の検討」のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3及び(1)の検討された出火原因</li> <li>・(1)アの室内の見分状況</li> <li>・(1)ウの出火原因の考察</li> <li>・(2)の検討された出火原因</li> <li>・(2)アから(2)エまでの室内の見分状況</li> <li>・(2)カの出火原因の考察</li> <li>・(3)の検討された出火原因</li> <li>・(3)アの階数及び室内の見分状況</li> <li>・(3)エの出火原因の考察</li> <li>・(4)の検討された出火原因</li> <li>・(4)アの室内の見分状況</li> <li>・(4)エ及びオの出火原因の考察</li> <li>・(5)の検討された出火原因</li> <li>・(5)アの室内の見分状況</li> <li>・(5)エの室内の見分状況</li> <li>・(5)オの出火原因の考察</li> <li>・(6)の出火原因の考察及び出火原因</li> </ul>	<p>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(条例7条2号)</p> <p>出火原因判定者が火元建物内の状況から出火箇所や出火原因について考察し、出火原因を判定するに至るまでの判断に係る記述であり、出火原因を判定するための判断基準及び手法についての情報を含むものである。これらの情報は、火元建物関係者等がそれを知っていた場合、その判断基準や手法を逆手に取って、出火原因の判定に不可欠な情報を隠匿し、又はかく乱し出火原因の判定を困難にする等の行為に及ぶおそれがあることから、公にすることにより正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。</p> <p>(条例7条6号)</p>
---	---	---	--

	6	<p>○「2 出火箇所の判定」のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(3) の供述者の氏名</li> </ul> <p>○「3 出火原因の検討」のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1) イ、(2) オ、(3) イ及びウ、</li> <li>(4) イからエまで、(5) イ及びウ</li> </ul> <p>の供述者の氏名</p>	<p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p>(条例7条2号)</p>
	7	<p>○「2 出火箇所の判定」のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(3) の供述内容</li> </ul> <p>○「3 出火原因の検討」のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1) イ、(2) オ、(3) イ及びウ、</li> <li>(4) イからエまで、(5) イ及びウ</li> </ul> <p>の供述内容</p>	<p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p>(条例7条2号)</p> <p>公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため。</p> <p>(条例7条6号)</p>
3	8	<p>○「場所及び物件」欄のうち、見分場所の住居番号</p> <p>○「立会人」欄の立会人の職業、氏名及び年齢</p> <p>○「2 り災概要」のうち、火元者の職業、氏名及び年齢</p>	<p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p>(条例7条2号)</p>

	9	<p>○「2 り災概要」のうち、り災建物の火元区分、建築面積、延べ面積、焼損箇所、焼損床面積、焼損表面積及び火災の程度</p> <p>○「3 焼損状況」のうち、室内の見分状況</p> <p>○「写真4から写真29まで」の撮影されている建物内の状況及び説明欄に記載されている被写体</p> <p>○「第1図 現場付近図」のうち、図面に記載されているり災建物の位置</p> <p>○「第2図 ○○平面図」のうち、表題に記載されている階層及び図面に記載されている間取り</p> <p>○「第3図 ○○平面図」のうち、表題に記載されている階層、図面に記載されている間取り及び凡例</p>	<p>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(条例7条2号)</p>
4	10	<p>○「被質問者」欄の被質問者の住所、職業、氏名及び年齢</p> <p>○「質問場所」欄のうち、質問場所の住居番号</p> <p>○供述者の署名</p>	<p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p>(条例7条2号)</p>



	11	○被質問者の供述内容	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (条例7条2号) 公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため。 (条例7条6号)
5	12	○「① 出火室の立ち上がり(内装等)から室内への拡大状況」の室内の延焼拡大状況 ○「② 出火室から他室へ延焼拡大状況」の他室への延焼拡大状況	特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例7条2号)
6	13	○「① 建物の各階の出火時の使用状況と人員状況」欄のうち、出火時の活動及び出火時の人数 ○「② 避難の動機とその者の行動(避難経路等)」の居住者の火災発見状況及び行動 ○「⑦ 問題点」の内容	特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例7条2号)

7	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「焼損程度」欄の火災の程度</li> <li>○「職業・氏名」欄のうち、管理区分</li> <li>○「り災世帯」欄のうち、り災世帯数、り災人員及び損害額合計</li> <li>○「建物状況」欄のうち、建築年月、世帯数（人員）、延べ面積、建築時単価、時価単価及び時価価格</li> <li>○「焼き損害」欄の焼損階、焼損床面積、床面積に計上できない箇所及び表面積、損害単価、損害額及び焼き損害額計</li> <li>○「収容物の損害」欄のうち、焼き損害額、収容物損害額計</li> <li>○「火災保険の契約状況」欄のうち、保険会社名、契約年月及び保険金額</li> </ul>	<p>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(条例7条2号)</p>
	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「り災建物所在地」欄のうち、り災建物所在地の住居番号</li> <li>○「職業・氏名」欄のうち、関係者の職業及び氏名</li> </ul>	<p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p>(条例7条2号)</p>